

# ヤングケアラーについて知って下さい

ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、一般的に次のような子どもたちのことをいいます。

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思われるかもしれませんが、でも、年齢などに見合わない重い責任や負担を負うことで、学業などに支障が生じたり、心や体に不調が出たりして、子どもらしい生活が送れなかったりすることがあります。子ども本人にヤングケアラーという自覚がない場合も多いと言われています。

「ヤングケアラーかな?」と思われる子どもに気付かれた場合は、下記の窓口にご相談ください。



ヤングケアラーって? ▶

- こども家庭センター ☎58-5850  
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分
- 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783  
(いちはやく・おなやみを) 24時間365日 通話料無料
- 24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310(なやみ言おう)  
24時間365日 通話料無料

# 児童虐待ってどんなこと?



詳しくは▶

## 児童虐待について知ってください

子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。以下の4つに分類されています。

身体的虐待	性的虐待
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、溺れさせる、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、閉め出しなど	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
心理的虐待	ネグレクト
暴言、言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で夫婦喧嘩や家族に対して暴力をふるう(DV) など	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、虫歯を治療させない、祖父母、きょうだい、同居人自宅に出入りする第三者の虐待行為を放置する など

## しつけなら叩いていい? いいえ、いけません

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばす目的から、愛情をこめて子どもをサポートする行為です。たとえしつけの為だと保護者が思っても、身体に何らかの苦痛または不快感を引き起こす行為(罰)である場合は、軽いものであっても体罰に該当します。



- ・何度も言葉で注意したけれど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので、夕食を与えなかった など体罰です。

みんなにも知って欲しいわ!



叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心などから一時的に言うことを聞くかもしれませんが、どうしたら良いのか自分で考えたり学んでいるわけではなく、根本的な解決にはなりません。

子どもを叩いてしまおう...などしつけや子育ての仕方に迷ったときは、一人で悩まず誰かに相談しましょう。より良い子育てが出来る方法を一緒に考えましょう。

- こども家庭センター ☎58-5850 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分
  - 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 (いちはやく・おなやみを) 24時間365日 通話料無料
- ※その他の相談先は裏表紙にあります。

## ～DVで悩んでいませんか?～

DVは配偶者やパートナーから受ける暴力のことをいいます。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、怒鳴る、性行為を強要する、生活費を渡さないなども暴力に含まれます。こうした被害者を守るための法律があり、さまざまな支援が受けられます。一人で悩んだり、自分を責めたりせずに相談してください。



▲相談窓口など

### (支援の流れ)

相談したい…  
加害者から  
逃れたい…

地域ふくし課  
☎54-1111 内線(282)

連携

警察

連携

配偶者暴力相談センター  
(県女性相談センター)  
☎052-962-2527

### 相談後の対応例

#### シェルターへの一時保護

- ・被害者の安全を確保
- ・退所後に自立して生活するための支援

#### 保護命令の申立ての支援

- ・地方裁判所より加害者へ保護命令(接近禁止令)が発令
- ・身体的暴力、生命の危機等の場合に限る